

令和3年9月30日

保護者各位

恩納村教育委員会
教育長 當山欽也
(公印省略)

コロナ禍における学校教育の対応について（お知らせ）

平素より本村の教育活動にご理解とご協力をして頂き感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として続いております。沖縄県でも、感染予防の取組徹底の継続を県民に呼びかけています。そこで、本村でも、下記のように継続して取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 期間：令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）

2. 対象範囲：恩納村立幼稚園、小学校、中学校

3. 対応について

（1）「新型コロナウイルス感染症」未然防止の取り組み

① 幼稚園、学校での取り組み

- | | |
|--------------|------------------------|
| ・ 3密の回避 | ・ 健康観察の徹底 |
| ・ 手洗い、うがいの励行 | ・ 換気 |
| ・ 園内、校内の消毒 | ・ 学校間等の交流等の停止、職員の移動の制限 |

② 各家庭の取り組み

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・ 毎日の検温（登園前・登校前） | ・ 手洗い、うがいの励行 |
| ・ バランスのとれた食事 | ・ 規則正しい生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯） |
| ・ 3密の回避 | ・ 不要不急の外出を避ける工夫 |

（2）体調不良の幼児児童生徒の出欠扱いについて ※学校と相談を密にお願い致します。

① 発熱がある場合は、体温が平熱になるまでは、出席停止となります。

② 保護者が幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染症の疑い等を理由に欠席を申し出た場合は、状況を保護者から聞き取り、校長の判断によって、相当の期間を出席停止とすることができます。

（3）新型コロナウイルス感染症に幼児児童生徒が罹患した場合 ※学校と相談を密にお願い致します。

① 罹患した本人は、保健所や医師の指示があるまでは、出席停止です。

② 罹患した本人に、症状が出ていない兄弟姉妹が恩納村立幼小中学校に在籍している場合は、その兄弟姉妹も出席停止です。期間は、保健所や医師の指示に従って下さい。

（4）幼児児童生徒が「濃厚接触者」となった場合は、保健所や医師から登校の指示が出るまでは、出席停止となります。

（5）学校関係職員が罹患した場合

① 教職員が罹患した場合は、保健所、医師の指示に従い、出勤を控えます。そのため学級閉鎖等もあり得ますのでその際は、ご協力をお願いします。

② 給食センター職員が罹患等した場合は、保健所、医師の指示に従い、相当期間の給食センター閉鎖を行います。その期間、幼児児童生徒は、弁当持参等の対応を保護者の皆さんに依頼しますので、ご対応を宜しくお願い致します。

（6）臨時休校について

新型コロナウイルス感染症の患者が多数発生するなど、保健所や医師が臨時休校の指示、助言があつた場合は、その指示に従い、相当期間の臨時休校を行います。

（7）学校PCR検査の実施について

幼児児童生徒や学校職員等に新型コロナウイルス感染症罹患者があつた場合は、学校PCR検査を実施する場合があります。その際は、ご協力をお願い致します。